

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本臨床免疫学会（以下「本会」という。）の定款に従った運営を行うため、本会及び本会会員が従う定めについて規定する。

2 前項の目的のために制定した文書を「規約」と称し、その総称を「規約類」とする。

(体系)

第2条 本会の有する規約類は、以下の体系で整備する。

(1) 定款

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に規定される本会の基本法則。

(2) 規則

定款の下に定められる規約。新規制定、改廃をする際に、理事会の承認を要する。

(3) 内規

定款、規則の下に定められる規約。新規制定、改変をする際に、委員会の承認を経て理事会に報告する。

(規約の構成)

第3条 規約の基本構成は以下のとおりとする。

1) 題名

2) 制定文（任意）

3) 目次（任意）

4) 前文（任意）

5) 本則

6) 附則

7) 別表等（任意）

8) 別記様式等（任意）

2 本則、附則の項目建ては「条」を原則とし、条文の多い場合は「条」の上に、「章」を設ける。

3 「条」の中に複数文があり、項目をなす場合は、2項目より番号を振る。

(規約の新規制定、改訂の方法)

第4条 規約の新規制定、改訂にあたっては、第2条に定める承認機関の構成員の発議を要する。

(規約の廃止の方法)

第5条 規約の廃止にあたっては、第2条に定める承認機関の構成員の発議により、承認機関の審議を経て決定する。

(改廃)

第6条 本規則の改廃は、総務委員会の全委員の3分の2以上の承認を上で、理事会の承認を得るものとする。

(その他)

第7条 本規則に定めるほか、学会の運営に係る規約類は、理事会において定める。